

第58号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算(第1号)

目 次	ページ
《第2款 総務費 第1項 総務管理費》 (継続費補正)	
新市庁舎建設事業 市庁舎跡地再整備等	2～9
《第2款 総務費 第1項 総務管理費 第21目 恩給及び退職年金費》	
恩給・年金	10～12

総 務 部
令和7年6月

継 続 費		期 間	補正額
ページ	事 項		
5	新市庁舎建設事業 市庁舎跡地再整備等	令和4年度から 令和9年度まで	0 千円

1 事業概要

新庁舎への機能移転に伴い、市庁舎旧別館を解体し、その跡地に公用車駐車場及び都市公園を整備するもの。

2 補正内容

【令和8年度及び令和9年度の年割額の見直し】

令和4年度から令和9年度まで総額19億9500万円の継続費を設定し事業を行っているが、事業の全体の進捗にあわせ改めて積算したところ、設定済の継続費では令和8年度の年割額が不足することとなるため、令和8年度の年割額を増額し、同額を令和9年度から減額するもの。

3 スケジュール

年度	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度				R9年度			
月	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
建築 工事		解体 工事											建設 工事							
管工事													管 工事							
電気 工事													電気 工事							

R7年6月議会 ▶

4 継続費年割額の補正内訳

(単位: 千円)

年度	①補正前の額	②逡次繰越額	③今後支出予定額	内訳				差引 ①+②-③	補正額	補正後の額
				建築工事 (契約済)	電気工事	管工事	その他			
R4	0	-	-							0
R5	299,400	-	-							299,400
R6	423,900	-	-							423,900
R7	423,900	170,752	552,351	408,100	66,800	68,000	9,451	42,301		423,900
R8	423,900	-	493,900	423,500	33,400	34,000	3,000	-70,000	70,000	493,900
R9	423,900	-	351,650	216,450	66,800	68,000	400	72,250	▲70,000	353,900
合計	1,995,000								-	1,995,000

今後発注予定(事業費)

- ・電気工事 計167,000千円
- ・管工事 計170,000千円

5 財源内訳

区分	年度	年割額	財源内訳				
			国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他※3	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前の額	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	299,400	40,656	—	67,200	191,544	—
	令和6年度	423,900	57,667	—	169,900	196,333	—
	令和7年度	423,900	34,272	—	168,800	220,828	—
	令和8年度	423,900	—	—	169,100	254,800	—
	令和9年度	423,900	—	—	169,100	254,800	—
	合計	1,995,000	132,595	—	744,100	1,118,305	—
補正額	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
	令和8年度	70,000	—	—	27,900	42,100	—
	令和9年度	▲70,000	—	—	▲27,900	▲42,100	—
	合計	0	—	—	0	0	—
補正後の額	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	299,400	40,656	—	67,200	191,544	—
	令和6年度	423,900	57,667	—	169,900	196,333	—
	令和7年度	423,900	34,272	—	168,800	220,828	—
	令和8年度	493,900	—	—	197,000	296,900	—
	令和9年度	353,900	—	—	141,200	212,700	—
	合計	1,995,000	132,595	—	744,100	1,118,305	—

※1 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（補助率1/3）

※2 公共事業等債（充当率90% 交付税措置率25%）、一般事業債 石綿対策事業債（充当率95% 交付税措置率40%）
公共施設等適正管理推進事業債（充当率90% 交付税措置率25%）

※3 市庁舎建設整備基金繰入金 新市庁舎建設事業費負担金（水道事業会計及び下水道事業会計）

6 概要

(1) 工事概要



旧別館
解体



公用車駐車場
建設(建築・設備工事)

国道
34号

※設計時点(R4)のイメージであり
今後変更となる可能性があります。

スケジュール(再掲)

年度	R5年度				R6年度				R7年度				R8年度				R9年度			
月	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
建築 工事		解体 工事																		
													建設 工事							
管工事													管 工事							
電気 工事													電気 工事							

R7年6月議会 ▶

6 概要

(1) 工事概要

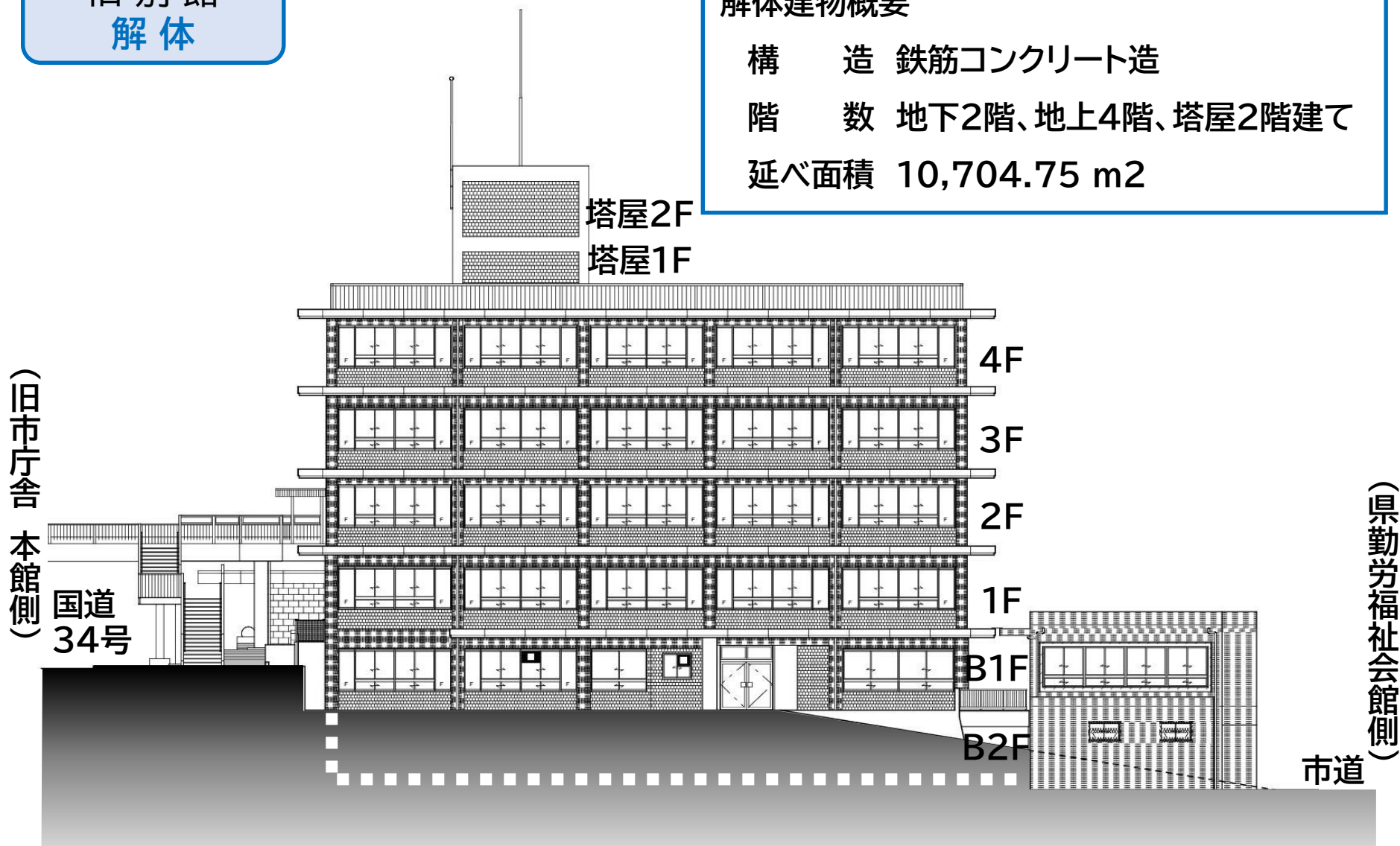
旧別館 解体

解体建物概要

構 造 鉄筋コンクリート造

階 数 地下2階、地上4階、塔屋2階建て

延べ面積 10,704.75 m²



6 概要

(1) 工事概要

公用車駐車場
建設(建築工事)

建物概要

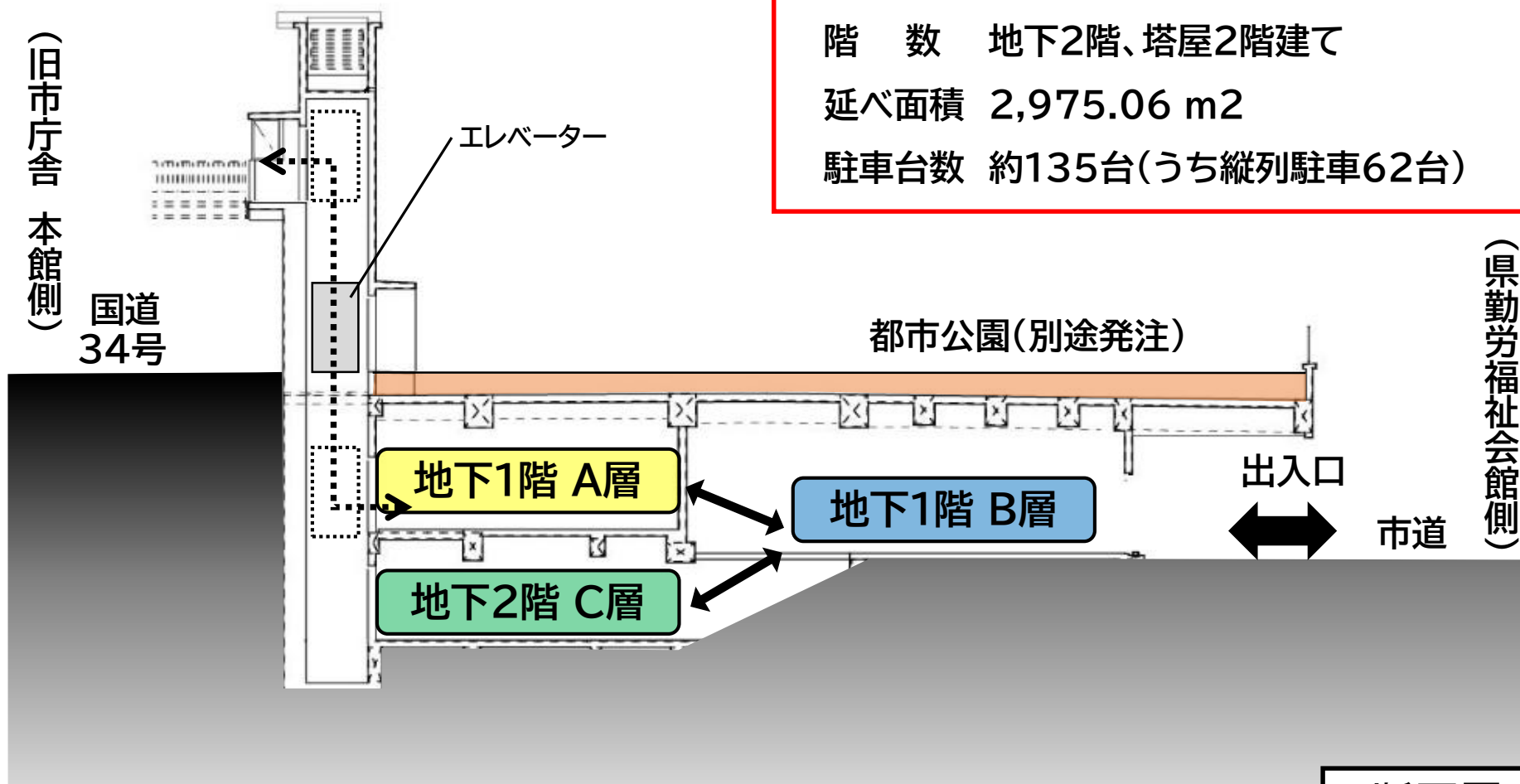
主要用途 駐車場

構造 鉄筋コンクリート造

階数 地下2階、塔屋2階建て

延べ面積 2,975.06 m²

駐車台数 約135台(うち縦列駐車62台)

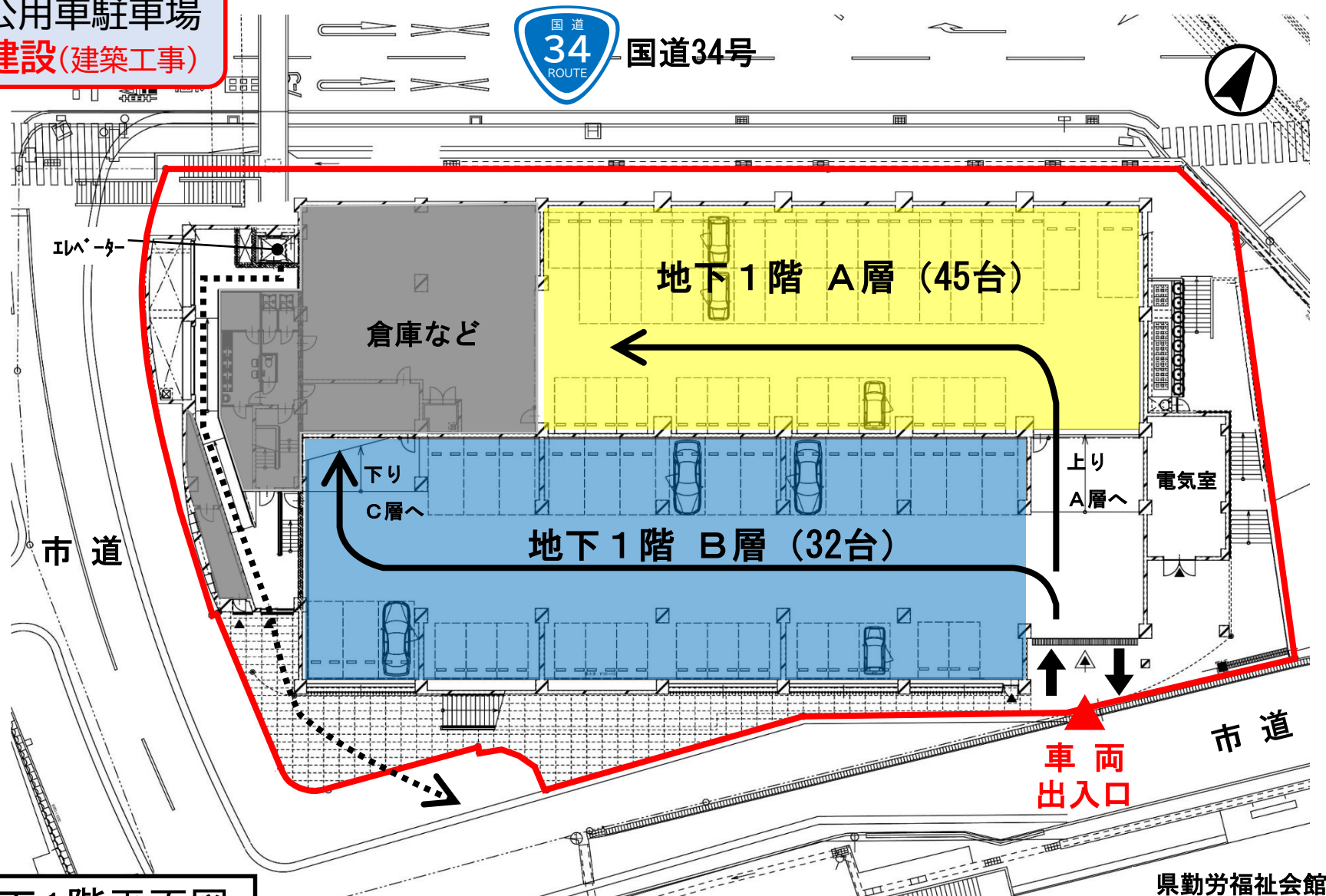


断面図

6 概要

(1) 工事概要

公用車駐車場
建設(建築工事)



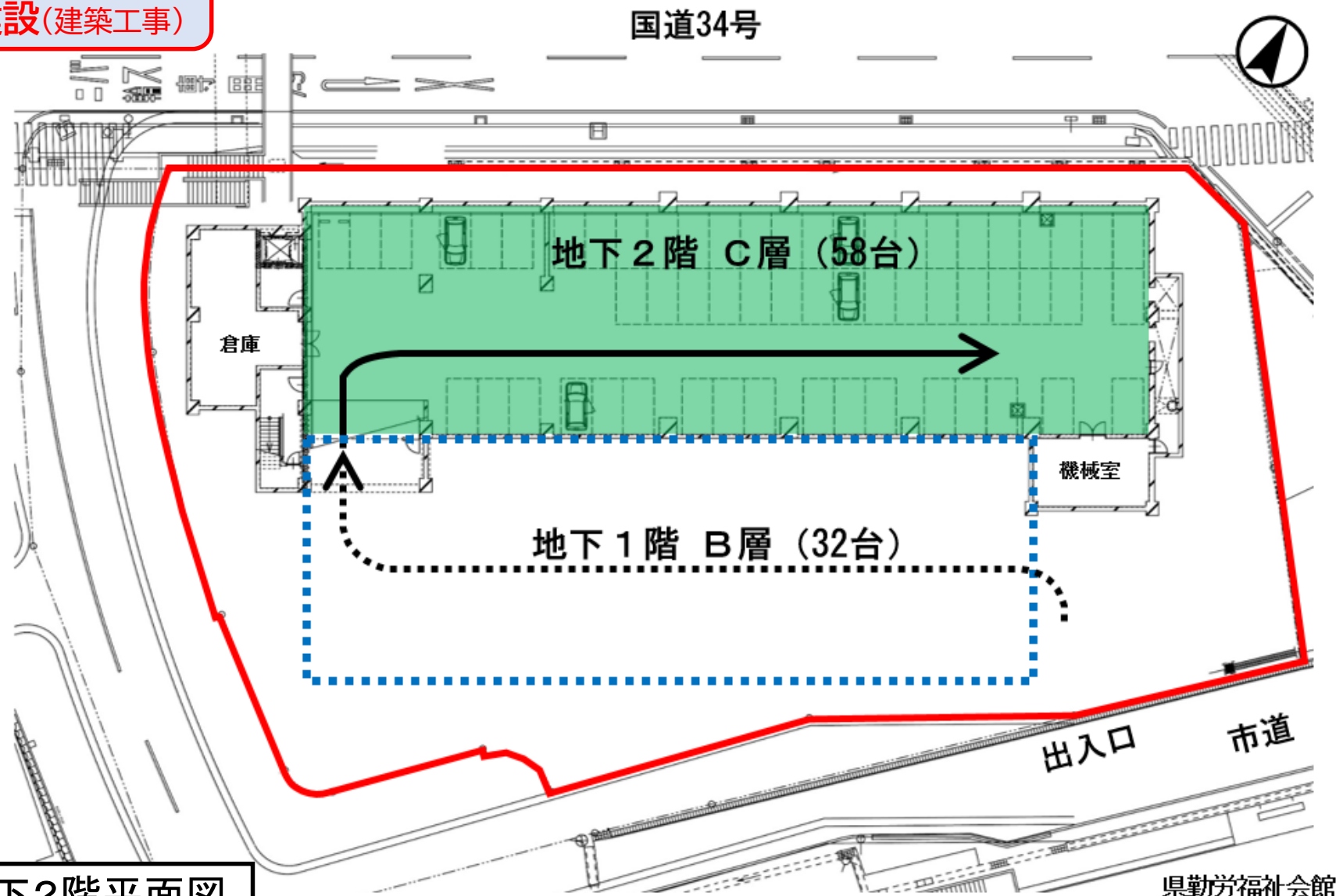
地下1階平面図

県勤労福祉会館

6 概要

(1) 工事概要

公用車駐車場
建設(建築工事)



地下2階平面図

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
20～21	2 総務費	1 総務管理費	21 恩給及び退職年金費	1-1	恩 給	千円 8
				1-2	年 金	12

1 事業目的

昭和37年11月30日以前に長崎市を退職した職員の遺族に対しては、旧長崎市給与金条例又は長崎市職員退職年金条例の規定に基づき、扶助料又は遺族年金(以下「扶助料等」という。)を支給している。

扶助料等の年額については、国の恩給年額に準じているが、令和7年4月1日に「恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令」が施行され、恩給年額が引き上げられたことに伴い、本市においても同様の措置を講じて扶助料等の年額を引き上げたいため、不足する額を増額補正するもの。

区 分	内 容
扶助料	昭和31年3月31日以前に在職期間が10年以上で退職した職員の遺族に支給される年金
遺族年金	昭和37年11月30日以前に在職期間が15年以上で退職した職員の遺族に支給される年金

2 事業内容

受給者の扶助料等の年額は、退職した職員の在職年数と退職当時の給料から算定した仮定給料年額で計算し、その算出額が最低保障額に達しない場合には、最低保障額を支給している。

また、算出した扶助料等の年額(最低保障額)に寡婦加算を加えた額が寡婦加算の調整に関する基準額を超えときは、当該基準額相当の額を支給している。

現在、扶助料の受給者には基準額相当の額を支給し、遺族年金の受給者には最低保障額を支給していることから、次のとおり年額を引き上げるもの。

(1) 扶助料の受給者の年額

(単位:円)

区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
寡婦加算の調整に関する基準額	820,000	830,000	10,000

(2) 遺族年金の受給者の年額

(単位:円)

区 分	改定前①	改定後②	引上げ額②-①
最低保障額	813,400	829,200	15,800

3 事業費

補正額 20千円(恩給 8千円、年金 12千円)

※年額の引上げ額25,800円のうち、今年度の不足額は令和7年7月以降(4～12月分)に支給する9か月分の19,350円となる。

(単位:円)

事業名	区分	受給者	改定前						改定後					
			年額	支 給 月				支給計① (4～12月)	年額	支 給 月				支給計② (4～12月)
				4月	7月	10月	12月			4月	7月	10月	12月	
				(1-3月分)	(4-6月分)	(7-9月分)	(10-12月分)			(1-3月分)	(4-6月分)	(7-9月分)	(10-12月分)	
恩給	扶助料	妻(94) 1人	820,000	205,000	205,000	205,000	205,000	820,000	830,000 (10,000)	205,000 (0)	207,500 (2,500)	207,500 (2,500)	207,500 (2,500)	827,500 (7,500)
年金	遺族年金	子(83) 1人	813,400	203,350	203,350	203,350	203,350	813,400	829,200 (15,800)	203,350 (0)	207,300 (3,950)	207,300 (3,950)	207,300 (3,950)	825,250 (11,850)
計		2人	1,633,400	408,350	408,350	408,350	408,350	1,633,400	1,659,200 (25,800)	408,350 (0)	414,800 (6,450)	414,800 (6,450)	414,800 (6,450)	1,652,750 (19,350)

※1 4月支給は1～3月分のため、改定前と改定後の支給額は同じ。

※2 7月以降の支給から改定後の額となる。

※3 改定後下段の()書きは、改定前との差。

補正額: 20千円
(②-①)

4 財源内訳

事業名	区分	事業費	財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
恩 給		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	当初予算額	820	—	—	—	62	758
	補 正 額	8	—	—	—	—	8
	補正後の額	828	—	—	—	62	766
年 金	当初予算額	814	—	—	—	400	414
	補 正 額	12	—	—	—	—	12
	補正後の額	826	—	—	—	400	426
計	当初予算額	1,634	—	—	—	462	1,172
	補 正 額	20	—	—	—	—	20
	補正後の額	1,654	—	—	—	462	1,192

※他会計からの分担金